

《 障がいを理由とする差別の解消について 》

【調査の目的】

福岡県では、障がいのある人もない人も、分け隔てられることなく、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会、共生社会の実現を目指し、平成29年に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

この条例では、全ての人に対し、障がいを理由とする差別の解消と、障がいのある人への合理的配慮の提供(※1)を行うことを求めており、県では、その実現に向けて取組を行っています。

これらの周知状況等について県民の皆さまの御意見をお聴かせいただき、今後、取組を推進する上での参考とさせていただきます。

【活用状況】

・福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例の内容を広く県民に周知するための参考資料として活用。

・効果的な広報啓発を行うための参考資料として活用。

(福祉労働部障がい福祉課)

※1「合理的配慮の提供」とは

障がいのある人から、社会の中にあるバリア(社会的障壁(※2))を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

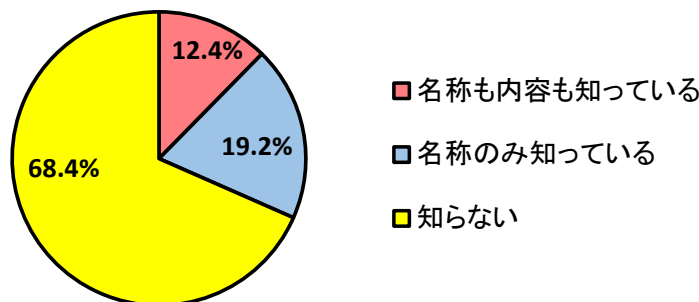
※2「社会的障壁」とは

日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、偏見その他一切のものごと。

問1 あなたは、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を知っていますか。
次の中から【1つだけ】選んでください。

(回答者数364人 選択は1つのみ)

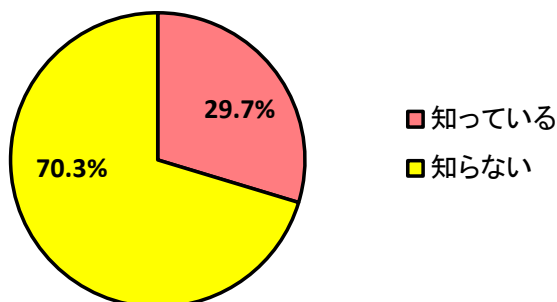
1 名称も内容も知っている	12.4%	(45人)
2 名称のみ知っている	19.2%	(70人)
3 知らない	68.4%	(249人)



問2 あなたは、条例でも規定されている「合理的配慮の提供」という考え方を知っていますか。
次の中から【1つだけ】選んでください。

(回答者数364人 選択は1つのみ)

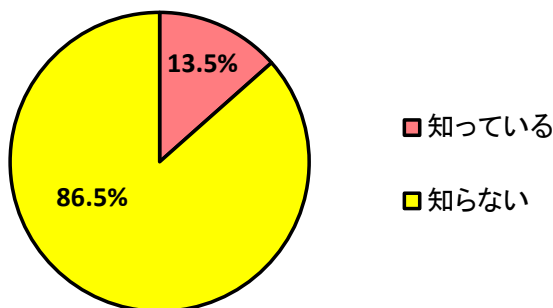
1 知っている	29.7%	(108人)
2 知らない	70.3%	(256人)



問3 あなたは、障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談を受け付けている「障がい者差別解消専門相談窓口」を県が設置していることを知っていますか。
次の中から【1つだけ】選んでください。

(回答者数364人 選択は1つのみ)

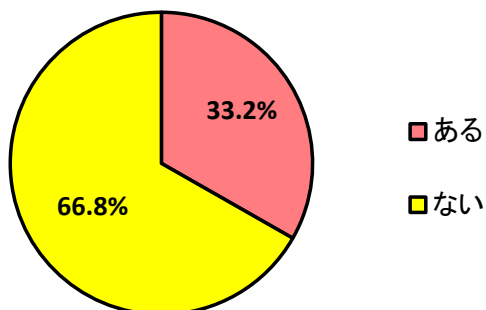
1 知っている	13.5%	(49人)
2 知らない	86.5%	(315人)



問4 あなたは、過去1年間で、障がいのある人に支援や配慮をしたことがありますか。
次の中から【1つだけ】選んでください。

(回答者数364人 選択は1つのみ)

1 ある	33.2%	(121人)
2 ない	66.8%	(243人)



(問4で「1」を選んだ方にお尋ねします。)

問4-2 どのような支援や配慮をしたか、その内容を具体的に入力してください。

〔抜粋〕

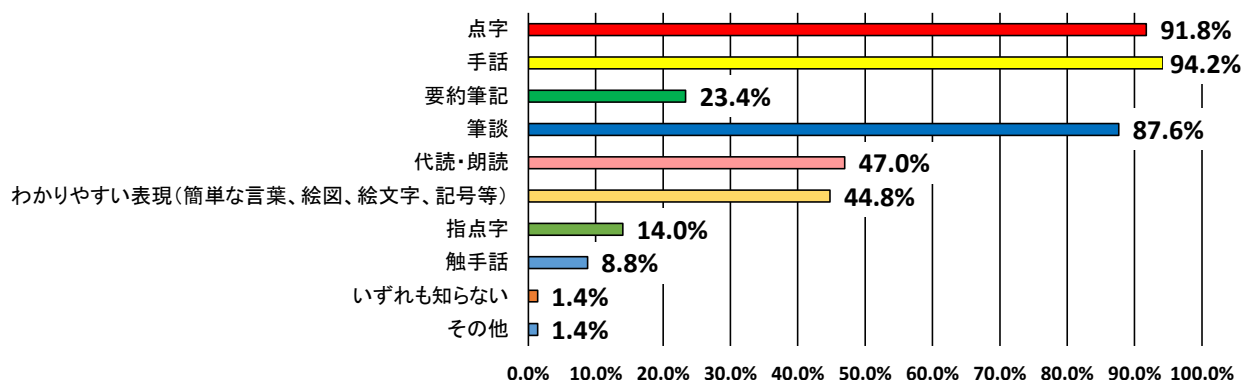
- ・ 目の不自由な方のバス乗車の手助けをした。
- ・ 知的障がいがある方へ仕事の説明をする際に、言葉で説明するだけでなく、紙に順序を書いて説明した。また、作業フローを簡単に、目で見て分かるように色使いなど工夫した。
- ・ 様々な障がいを持ったお客様が来店されるため、筆談等の際に使用する電子メモパッドを用意した。

問5 障がいのある人とコミュニケーションをとるときに使われる手段や配慮を知っていますか。
あなたが知っているものを【全て】選んでください。

(回答者数364人 回答件数1,508件 複数回答可)

1	点字	91.8%	(334人)
2	手話	94.2%	(343人)
3	要約筆記	23.4%	(85人)
4	筆談	87.6%	(319人)
5	代読・朗読	47.0%	(171人)
6	わかりやすい表現(簡単な言葉、絵図、絵文字、記号等)	44.8%	(163人)
7	指点字	14.0%	(51人)
8	触手話	8.8%	(32人)
9	いずれも知らない	1.4%	(5人)
10	その他	1.4%	(5人)

※回答者364人に対する割合

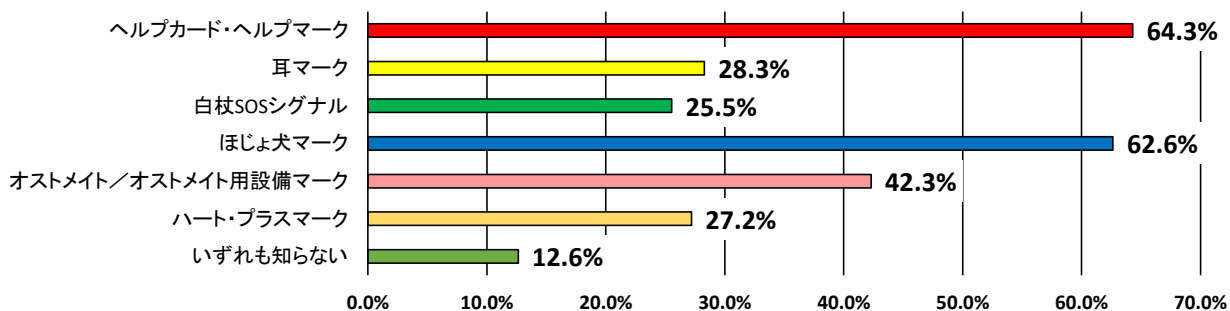


問6 あなたは、次のマーク等を知っていますか。知っているものを【全て】選んでください。

(回答者数364人 回答件数957件 複数回答可)

1	ヘルプカード・ヘルプマーク	64.3%	(234人)
2	耳マーク	28.3%	(103人)
3	白杖SOSシグナル	25.5%	(93人)
4	ほじょ犬マーク	62.6%	(228人)
5	オストメイト／オストメイト用設備マーク	42.3%	(154人)
6	ハート・プラスマーク	27.2%	(99人)
7	いずれも知らない	12.6%	(46人)

※回答者364人に対する割合



1 ヘルプカード・ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。



(ヘルプカード)



(ヘルプマーク)

2 耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。



3 白杖SOSシグナル

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。



4 ほじょ犬マーク

公共の施設、交通機関、民間施設での補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の受け入れを義務付けている身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。



5 オストメイト／オストメイト用設備マーク

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している人のことをいいます。
このマークはオストメイトである事と、オストメイトの為の設備(オストメイト対応のトイレ)



6 ハート・プラスマーク

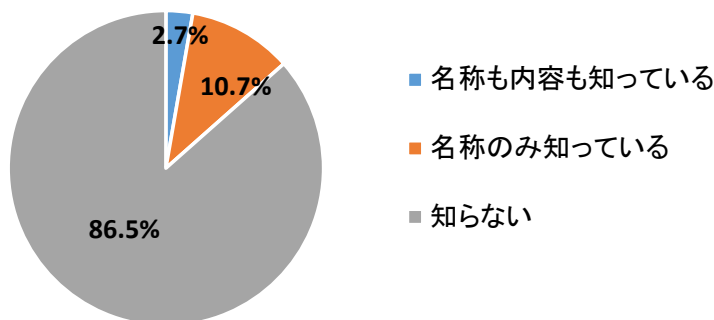
「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能等)に障がいがある人は外見からは分かりにくい
ため、様々な誤解を受けることがあります。
内部障がいのある人の中には、電車などの優先席に座りたい、障がい者用駐車スペースに車を止めたい、といったことを希望していることがあります。



問7 あなたは、「福岡県手話言語条例」を知っていますか。
次の中から【1つだけ】選んでください。

(回答者数364人 選択は1つのみ)

1 名称も内容も知っている	2.7%	(10人)
2 名称のみ知っている	10.7%	(39人)
3 知らない	86.5%	(315人)



問8 障がい者を理由とする差別の解消について、これまでの設問以外に意見がありますか。
ある場合は、その内容を具体的にしてください。

〔意見(抜粋)〕

【差別解消・合理的配慮】

- ・ 最近では、車椅子や歩行器等を使いながら、外出したり仕事や学校に行く方々が多くなり、当たり前の世の中になってきたと感じる。互いに思いやり、助け合いながら、気持ち良く日々の生活を送れる、ノーマライゼーションを基盤とした、良い社会であって欲しい。
- ・ 障がい者の偏見は昔より薄れてきたと思うが、健常者が手を貸して良いタイミングが難しい時もある。障がい者を理由に当たり前の生活をしたと思われている方が「手伝わなくて良いです」と思われることもあり、判断が難しい。
- ・ 事業者に対し、法令に基づく「合理的配慮」に関して周知があったが、具体的にどういった配慮やサポートをすべきなのかといったことに関しては個人の判断に任されている部分が多い。行政から研修などを受けさせてもらいたい。
- ・ ヘルプカードは多くの障がい者に普及してほしい。ないと配慮に行きつかないときがある。

【教育】

- ・ 小学校のときから、障がいのある人と交流機会を設けて欲しい。
- ・ 小学校、中学校のクラスに発達障がい、肢体不自由による障がいのある人が一緒に学べる環境、またそれを指導する教職員を増やして欲しい。教育環境の改善から障がい者を理由とする差別の解消が生まれると思う。